

中小商業活力向上補助金の概要

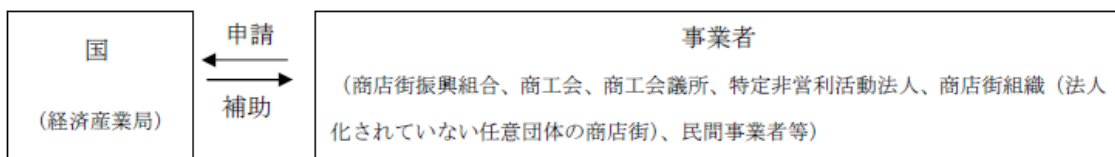
1. 目的

商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化・高齢化等の社会課題に対応した空き店舗活用事業や地域資源を活用した集客力向上及び売上増加の効果のある取組を支援することにより、商店街の活性化を図る。

2. 募集期間

平成24年2月3日（金）～3月9日（金）

3. 補助スキーム



4. 対象事業者

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、商店街組織※1（法人化されていない任意団体の商店街）、民間事業者※1※2

※1 定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者に限る。

※2 本事業のみに設立された協議会等は補助対象者とししない。

5. 補助率等

補助率：2／3以内（地域商店街活性化法の認定を受けていない事業の場合は1／2以内）

上限額：1億円、下限額：100万円

6. 補助対象となる事業

商店街等において実施する新たな事業であって、下記の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある商店街活性化を図る施設整備事業又は活性化支援事業。

（1）施設整備事業

交流施設、店舗（テナントミックスに資するものに限る。）等の整備

（2）活性化支援事業

イベント事業、空き店舗活用事業、ポイントカードシステム等

〔社会課題〕

①少子化・高齢化、②安全・安心、③地域資源活用・農商工連携、④地域活性化（被災商店街等の復興）、⑤創業・人材、⑥環境